

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

215

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、厚生労働省から都道府県へ権限の移譲。

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、労働者派遣事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における厚生労働省所管分の認可等の実績は、過去3年間で8件である。

一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。

こうした状況に鑑み、厚生労働省が所管する事業(移譲済みの地方厚生局所管事業を除く。)を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。

また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

厚生労働大臣の所管する事業であって職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業以外の事業に係る定款変更の認可等の権限が既に都道府県知事に移譲されていることや、都道府県の事務負担軽減等の観点を踏まえ、職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業についても、厚生労働大臣の権限を都道府県知事に移譲することが可能かどうかについて検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。
既に、厚生労働省（地方厚生局所管業務）、農林水産省、経済産業省及び国土交通省（地方運輸局又は地方整備局所管業務）が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

過疎地及びへき地等における調剤制限の更なる規制緩和

提案団体

群馬県、宇和島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

令和4年3月23日付け薬生総発 0323 第2号及び医政総発 0323 第3号通知(以下「通知」という)において示されたオンライン診療における調剤について、対象となる診療所に離島等の診療所だけでなく、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」も含むこととするとともに、「当該診療所に従事していない医師や薬剤師がオンラインの画面上で分包された医薬品の取り揃え状況を確認する場合」であっても、診療所の看護師等が在庫の薬剤を患者に提供できることとし、その旨を明確化すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

通知にて示された技術的助言では、オンライン診療における調剤は、「離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師(以下「医師等」という)がやむを得ず不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が遠隔でオンライン診療を行った場合」に限定されている。

【支障事例】

医師不足である過疎地及びへき地等の課題解決のため、医療機関と過疎地及びへき地等に所在する医師不在の診療所間でのオンライン診療の実施を検討しているが、オンライン診療における調剤については、離島等において荒天等により医師等がやむを得ず不在となる場合に限定されており、現在当県で検討しているケースでは、オンライン診療を行った医師が処方箋を出しても、看護師等が在庫の薬剤を患者に提供できない。その結果、診察の時間帯によっては、患者の手元に薬剤が届くのが診察を受けた翌日や翌々日となる事象が発生し、その間、患者に健康上の負担を強いる可能性が生じる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

過疎地及びへき地等における医療機能を維持するためには、自然災害や人員不足等、多くのリスクを抱えていることも事実であり、特定の条件下で可能としているオンライン診療の調剤制限を緩和することで、より柔軟な対応が可能となる。

近くに代替する医療機関がなく、医師一名の勤務体制の過疎地及びへき地等の診療所で、働き方改革が叫ばれる中、医師が休みづらい状況の改善が見込まれる。

根拠法令等

薬剤師法第19条、令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知(薬生総発 0323 第2号)及び令和4年3月23日付け厚生労働省医政局総務課長通知(医政総発 0323 第3号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

—

各府省からの第1次回答

「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け薬生総発 0323 第2号及び医政総発 0323 第3号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長同省医政局総務課長通知)において示した対象となる「離島等の診療所」には、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」も含まれます。薬剤師や医師が調剤したものを供給できる体制を整えることを前提に、荒天等により医師及び薬剤師がやむを得ず不在になる場合に当該通知による対応を可能としております。

一方、医師又は薬剤師が責任を持って調剤を行う必要があることから、薬剤師法第19条において、医師は自己の処方箋によってのみ調剤ができること、同法第22条において、薬剤師は、医療機関内の調剤所では、その医療機関の医師等の処方箋によってのみ調剤することができることとしており、当該医療機関に従事していない医師又は薬剤師の確認により看護師等が患者に薬剤を交付することはできません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の想定するオンライン診療のスキームとしては、医師が不足する地域の診療所(以下「当該診療所」)と他の医療機関の間で協定を結び、当該診療所の医師が体調不良等を理由として診察が行えない場合などに、協定に基づき、他の医療機関の医師が当該診療所に所属する医師としてオンライン診療にあたるといったものである。

また、上記の場合において、オンライン診療を行った医師が発行した処方箋に記載された薬剤を当該診療所の看護師又は准看護師が取り揃え、オンライン診療を行った医師が映像及び音声の送受信による方法で確認した上で、当該薬剤を患者に交付することを想定している。

医師が不足する地域の診療所において、当該診療所の医師が体調不良等を理由として、診察が行えない場合などに、他の医療機関の医師がオンライン診療を行うことは、地域医療提供体制の確保という観点からも大きな意味がある。特に、過疎地やへき地等では近隣の医療機関が極めて少なく、高齢者の割合も高いことから、当該診療所が休診となった場合に他の医療機関を受診することは困難であるため、医師が効率的に診察できるオンライン診療の必要性は高く、患者にとっても、地域における医療機能の維持の面からも大きなメリットがあると考えられる。

そこで、現在、「荒天等により医師及び薬剤師がやむを得ず不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が遠隔でオンライン診療を行った場合」に限定されているオンライン診療における薬剤の交付について、荒天等やむを得ず不在となった場合に限定せず、当県が想定しているスキームによりオンライン診療を行った場合でも薬剤の交付が可能となるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険の世帯主からの徴収の見直し

提案団体

茅ヶ崎市、福島県、関市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

次の①または②を実施することにより、世帯主に支払能力がなく国民健康保険に加入している世帯員に支払能力がある場合に、世帯員から徴収することを可能にするよう求める。

①国民健康保険法における納付義務者については世帯主とされているが、世帯主を含めた加入者全員に連帯して納付義務を負わせる

②国民健康保険における「世帯主」の取り扱いについて(平成13年12月25日)(保発第291号)により、擬制世帯において世帯主の変更を希望する場合に、擬制世帯主の同意を得ることで国民健康保険における世帯主の変更を可能としていることから、滞納がある場合には強制的に世帯主を変更可能とする

具体的な支障事例

国民健康保険法第76条により、保険料は被保険者の属する世帯の世帯主から徴収することとなっており、滞納処分の対象も世帯主である。このため、世帯員に収入があるにもかかわらず世帯主が年金受給者や収入がない者になっている場合等、世帯主に滞納処分の対象となる財産がなく時効の完成による不納欠損として処理せざるを得ないこととなり、国民全員が公平に保険料を負担することで成立している本制度の根幹に関わる部分に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

世帯主を含む加入者全員に納付義務を負わせることで、加入者の納付についての意識向上をはかることができる。(介護保険(介護保険法第132条)・後期高齢者医療保険(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)・国民年金(国民年金法第88条)においては連帯納付義務制度がある世帯主に収入がなく世帯員に収入がある場合に、世帯員に対して滞納処分を実施することができるようになるため、保険料負担の公平性の向上・安定的な国民健康保険制度の運営に繋がる。

根拠法令等

国民健康保険法第76条、国民健康保険における「世帯主」の取り扱いについて(平成13年12月25日)(保発第291号)(都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、船橋市、八王子市、相模原市、浜松市、豊橋市、常滑市、長久手市、京都市、大阪市、兵庫県、加古川市、広島市、八幡浜市、熊本市

○納付資力のない高齢の世帯主に納税義務を押しつけるために実際の生計に即しない世帯構成をするような世帯もみられる。納税義務者の拡大、世帯主変更の取扱いができるようになれば、より公平な徴収ができると思われる。

○国民健康保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主から徴収することとなっており、滞納処分の対象も世帯主である。このため、世帯員に収入があるにも関わらず、世帯主に換価価値ある財産が無い場合は、差押などの行政処分が出来ず、時効完成による不能欠損処理が多くなっている。

各府省からの第1次回答

【①について】

国民健康保険制度においては、

①国民健康保険の被保険者は、未成年の被保険者など保険料(税)を負担することができない者も一定数いること、

②通常は世帯で生計を一にしていることから、主として世帯の生計を維持する者である世帯主に納付義務を課すことが合理的であること、

③世帯主がその世帯員に対し民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定の扶養義務を負っていることが一般的であり、納付義務を世帯主に課した方が保険料(税)の徴収の観点から効率的かつ効果的であること

④医療給付という受益は家族被保険者にも及ぶものであり、それは世帯全員の経済効果となって現れ、主たる生計維持者である世帯主に帰属すること

から、世帯主に対し国民健康保険料(税)の納付義務を課している。

仮に世帯主以外の世帯員に対しても保険料の納付義務を負わせることとなると、

- ・資力のない者(未成年者や障害者等)まで納付義務をかけるのか
- ・世帯員が2人いる場合の優先順位はどうか

といった制度的な課題がある。また、国民健康保険制度において、世帯主以外の被保険者に対し、連帯納付義務を課した場合に実態としてどれほど機能するのか、といった実効性の観点や市町村における事務負担等の観点からも課題が多いと承知しており、慎重な検討が必要である。

【②について】

国民健康保険制度では、生計維持者が国民健康保険に加入していない場合であって、その世帯に国保の被保険者がいる場合には、その生計維持者が国保制度上の世帯主(擬制世帯主)とみなして、保険料(税)の納付義務等を負う仕組みとしている。(世帯主を変更する届出の義務について、国民健康保険法施行規則第10条の2に規定)。

この擬制世帯主の取扱いについては、平成13年から取扱いを変更し、擬制世帯主が保険料(税)を完納しており、かつ、世帯主を変更した後も保険料(税)の納付義務や各種届出義務の確実な履行が見込める等、市町村長が国民健康保険事業の運営上支障がないと認める場合には、擬制世帯主の同意を得た上で、世帯主の変更を可能な取扱いとしている。(平成13年12月25日付け保発第291号「国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて」)

この取扱いにより、市町村長は、保険料(税)の完納が見込める者等を、擬制世帯主の同意を得て、世帯主として設定することが可能であるが、擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者で世帯主となることを希望する者は、世帯主の変更の届出を市町村長に提出する義務が課されている。

擬制世帯主に保険料(税)の滞納がある場合に、職権で世帯主を変更可能とするように取扱うことについては、

- ・世帯主やその他の被保険者の関知しないところで権利義務関係の変動が起こることとなり、世帯主やその他の被保険者の理解を得られるか

- ・対象者の判断に当たって、保険料の納付を確実に見込める所得水準等をどのように設定するか
- といった実務上の課題があるため、慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

制度的な課題については、御回答のとおりであると考えますが、世帯員が2人いる場合は、所得が高い順に優先順位をつけるといった対応が可能ではないか。現状では、あえて納付資力のない者を世帯主にする世帯もみられ、国民健康保険制度の安定的な運営及び公平性の観点からも、本提案の実現は必要であると考えます。

また、平成13年12月25日付け保発第291号「国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて」により世帯主の変更を可能としているのであれば、公平性の観点からも世帯員から徴収する手段を検討すべきである。制度的な課題はあると理解するが、全国市長会の「国民健康保険制度等に関する提言」においても、「滞納を防ぎ、財源を確保するための国民健康保険料(税)の連帯納付義務について、保険者への意向調査を行うこと。」

が提言されており、この課題に対して、国として何らかの対策を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

【①について】

①担税力のない者は除いた連帯納付義務としたい。

②同一世帯は生計を一にしているという捉え方は、世帯員が個々に収支の管理をしている現代社会の実状と合致していない。このことは、問い合わせや納税相談において、世帯員である加入者本人が納付(または負担)しているケースが多く見受けられることから明らかであり、世帯主のみに納付義務を課すことが合理的でないことを示している。

また、現在、国が主導している女性の就労促進や男女共同参画など、旧来の家制度から個人を尊重する社会への各種の制度転換を踏まえると、国民健康保険税の負担のみを頑なに世帯主に限定していることは、国の施策全体の観点からもふさわしくない。

③世帯主が自主的に納付している限りは効率的であるが、滞納に至った場合には相当の事務量が生じる。この時、扶養義務は世帯主のみが負うものでなく、血族等が互いに負うものであるにもかかわらず、同一世帯内に担税力がある者がいても、この者から徴収することができないという不公平性があり、効率的かつ効果的と言える状態にない。

こうした不公平性を内在する制度的欠陥が、徴収事務全体の非効率性を招いている。

このような現行制度によって、国民健康保険税の収入率は他の税目と比して低調な傾向にあるため、制度改革を要望するものである。

現在、固定資産税は連帯納付義務となっているが、収納事務において、連帯納付に起因する特別な、あるいは非効率な事務負担が生じているとは認識していない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

231

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。
なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。

具体的な支障事例

認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。

保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出ることが必要であることから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要があるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。

以下に変更届の具体例を示す。

幼保連携型認定こども園変更届(認定こども園法)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届(認定こども園法)

児童福祉施設変更届(児童福祉法)

家庭的保育事業等変更届(児童福祉法)

一時預かり事業変更届(児童福祉法)

病児保育事業変更届(児童福祉法)

認可外保育施設変更届(児童福祉法)

特定教育・保育施設変更届(子ども・子育て支援法)

特定地域型保育事業者変更届(子ども・子育て支援法)

特定子ども・子育て支援施設等変更届(子ども・子育て支援法)

業務管理体制変更届(子ども・子育て支援法)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

変更届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができることとなり、各施設・事業の変更届出事項を統一するなどの対応が可能となる。

これにより、事業者等における変更届出事項への認識が高まり、事業者や地方自治体の事務負担の軽減が図

られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市

○各届出の必要事項を統一することについては特に問題点はない。
○当市においても、1つの施設が、複数の施設又は事業としての位置づけがなされているため、法令により変更事由によって変更手続が必要また不要であったり、手続きの必要性も統一されていない。また、一つの変更事由で複数の法令にもとづく変更届を提出しなければならないが、様式も統一されていないことから、事業者の書類作成及び自治体職員による確認に時間を要し、大きな負担になっている。届出事項の統一及びシステム等の活用による手続きの一本化が必要であると考えます。
○施設類型によって、届出を要する内容が異なる場合があり、それが事業者や地方自治体の負担増の一因になっていると思料する。また、地方自治体が把握する必要性の乏しい届出事項もあると感じている。
○法における届出事項を検討し、例えば全国統一の様式を規定するなど、事業者及び行政の負担軽減により効果がある方策を検討すべきと考えます。
○変更届の種類が多岐にわたることから、統一されることが望ましいとは思いますが、条例等で定めるのではなく法により定める必要があると考えます。

各府省からの第1次回答

施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園や保育所などにおいては、1つの施設において一体的に様々な事業を実施していることから、複数の法令が関係し、届出事項に変更が生じた場合には、該当する施設・事業に応じた変更届の提出が必要になります。特に、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあります。
しかし、施設・事業の種類により変更届出事項が異なること、また、届出時期に事前と事後のものが混在していることから、事業者側の認識不足による届出漏れが散見する事態が生じており、地方自治体としても、変更届出事項に該当するかの確認や届出漏れが生じていないかの確認などの事務が発生し、制度が縦割りとなっている結果として、双方における事務負担が大きなものとなっています。
また、変更届出事項のうち、幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「認定こども園の名称」、「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」、保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援提供者が届け出ることとされている「役員の氏名、生年月日及び住所」、「設置者又は事業者の定款、寄附行為等」、一時預かり事業や病児保育事業を行う者が届け出ることとされている「条例、定款その他の基本約款」、「事業を行おうとする区域」、「職員の定数及び職務の内容」、「主な職員の氏名及び経歴」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が届け出ることとされている「業務管理体制の整備に関する事項」等、通常の施設・事業の管理運営では使用しない情報や、届出の内容として重複する情報など、届出の必要性が低いものがあります。この届出の必要性については、地方自治体により相違が生じることは無いと考えられま

す。そのため、指摘のとおり見直しが困難とのことであるのであれば、各届出事項の必要性を明確に示していただきたいと考えます。

変更届出事項を施設・事業ごとの特性を考慮した最低限の事項に統一することで、事業者における変更届出事項の認識が高まり、届出漏れの解消が見込まれるほか、地方自治体における事務負担が軽減されます。また、変更届出事項を統一することで、法令毎の届出ではなく、各法令を網羅した共通様式での変更の届出ということも可能になり、事業者側及び地方自治体の事務負担が大幅に軽減されます。

以上より、変更届出事項について、条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすること、又は、法令改正により統一することを求めます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあり、制度ごとに届出事項が異なることから、誤りも多く発生しており、事業者、地方公共団体の双方において事務負担が増大している。特に、

- ・幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」
- ・保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」

などは、そもそも届出事項として不要ではないか。

認定こども園法に規定する届出事項は法律で規定され、その他の届出事項は省令で規定されている。制度間のバランスをとりつつ、特性に応じた実務の必要性に合わせるができるよう、法形式を統一すべきではないか。

事業者ごとに必要な届出事項が即座に分かるような、デジタル化の観点からの改善方法はないか。